

**「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」**  
**事業者選定プロポーザル実施要領**

**1 背景と目的**

横須賀市（以下「本市」という。）では、令和4年度からの新たな地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか 2050 アクションプラン」に基づき、公共施設における平時の温室効果ガス排出量を削減すると同時に、停電を伴う非常時には地域防災拠点等での防災用電源としても活用することを目的に、公共施設への再生可能エネルギー等の導入を推進する。

については、再生可能エネルギー等の導入にあたり、民間事業のノウハウ、技術力を活用したリース方式により実施するものとし、調査、計画、工事、維持管理等に関する一括提案を受け、本市にとって最も効果をもたらすと考えられる提案者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行う。

この実施要領は、事業者の選定にあたり、必要な事項を定めたものである。

**2 事業の概要**

**(1) 業務名称**

横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業

**(2) 業務内容**

別紙1「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」仕様書のとおり

**(3) 事業期間**

①太陽光発電設備等の設置工事等

契約締結日から令和4年12月28日まで

②太陽光発電設備等のリース

太陽光発電設備設置日から15年以上20年以下

**(4) 対象施設**

別紙2「令和4年度再生可能エネルギー等導入施設一覧」のとおり

**(5) 事業費**

令和4年度：5,524,500円（消費税を含む）以内

総事業費：187,833,000円（消費税を含む）以内

事業費は、本業務の履行にかかる全ての経費を含むものとする。

**3 業者選定の方法**

提案書及びプレゼンテーションの内容による選定（公募型プロポーザル方式）

※横須賀市方式である1次選定通過事業者による見積もり合わせは実施しない

#### 4 参加者資格

本案件参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 横須賀市競争入札参加有資格者として登録されていること。  
また、所在区分は市内とする。  
ただし、登録されていない場合にあっては企画提案書の提出までに入札参加資格申請書を提出し審査を受けること。
- (2) 横須賀市の規定による指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 一括再委託は認めないが、参加申込書を提出した者が全ての業務の実行が不可能である場合、業務の実施体制に含まれる協力事業者に業務の一部を下請けすることは許容する。
- (4) 平成 29 年度から令和 3 年度の期間において、本事業と類似の事業履行実績（「高圧施設の屋上または屋根における太陽光発電設備等の設備設計および導入業務」の履行実績が 2 件以上）を有していること。ただし、実績は本市における事業実績でなくても構わない。また、本業務を実施する体制に含まれる協力事業者（下請事業者を含む）が有する実績でも構わない。
- (5) 本業務の実施体制に建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士を置くこと。

#### 5 全体スケジュール（予定）

内容	期間
ホームページ上での公募	令和 4 年 4 月 15 日（金）～ 5 月 13 日（金）
質問書の受付	令和 4 年 4 月 15 日（金）～ 4 月 28 日（木）
質問書に対する回答の公表 （本市ホームページ上で公表）	令和 4 年 5 月 11 日（水）
参加申込書等の提出	令和 4 年 4 月 15 日（金）～ 5 月 13 日（金）
参加可否通知	令和 4 年 5 月 20 日（金）
企画提案書等の提出	令和 4 年 5 月 23 日（月）～ 6 月 16 日（木）
プレゼンテーション	令和 4 年 6 月 23 日（木）～ 6 月 27 日（月）
実施事業者決定の通知	令和 4 年 6 月 30 日（木）

## 6 質問書の受付

本案件に関して質問がある場合は、質問書（様式1）を提出すること。

また、質問書（様式1）は、電子メールにより提出することとし、個別の質問には対応しない。なお、質問がない場合は提出不要とする。

### (1) 提出書類

質問書（様式1）

### (2) 受付期間

令和4年4月15日（金）～4月28日（木）まで

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 提出先

横須賀市環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

【電子メールアドレス】 ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp

### (5) 回答の公表

令和4年5月11日（水）午後5時まで

全質問（事業者名を除く）に対する回答を一括し、横須賀市ホームページ上に公表する。

（市政情報→入札・契約・検査→入札の広場（契約課）→コンペ・プロポーザル等の案件情報）

## 7 参加申込

本案件への参加を希望する場合は、以下の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

①参加申込書（様式2-1）

②事業者実績等一覧（様式2-2）

③実績を証明する書類（契約書の写し及び仕様書の写し）

④予定技術者経歴書（様式2-3）

⑤資格証の写し

### (2) 受付期間

令和4年4月15日（金）～5月13日（金）まで

### (3) 提出方法及び期限

郵送（書留郵便に限る）または直接持参とする。

郵送の場合は、5月13日（金）消印有効（郵送の旨を電話連絡すること）。

直接持参する場合は、5月13日（金）午後5時まで。

### (4) 提出先

〒238-8550 横須賀市小川町11 本館1号館5階

環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

(5) 資格確認

事務局で参加資格を確認後、本プロポーザルへの参加可否を通知する。

①通知方法

電子メール

②通知期日

令和4年5月20日（金）正午まで

※事務局の確認を受けない限り、本プロポーザルには参加することはできない。

※必要書類を提出したにもかかわらず、通知期日までに連絡がない場合は、

同日午後3時までに、電話で事務局へ連絡すること。

8 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を認められた者は、以下のとおり、企画提案書等を提出する。

(1) 受付期間

令和4年5月23日（月）～6月16日（木）まで

(2) 提出方法及び期限

郵送（書留郵便に限る）または直接持参とする。

郵送の場合は、6月16日（木）の消印有効（郵送の旨を電話連絡すること）。

直接持参する場合は、6月16日（木）午後5時まで。

(3) 提出書類

提出書類は以下のとおり。

提出書類	部数	注意事項
企画提案届出書	1部	・指定様式による（様式3） ・社名、社印及び代表者印を押印したもの
企画提案書	6部	・様式は自由とする ・社名、社印のあるもの1部（正本） ・社名、社印のないもの5部（副本） ※別紙1「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」仕様書に基づいた企画提案書とすること。
業務の実施体制調書	6部	・指定様式による（様式4） ・社名、社印のあるもの1部（正本） ・社名、社印のないもの5部（副本） ※当業務を担当する技術者全員を記入する。 また、従事者の変更は原則として認めない。 ただし、特段の理由があり、やむを得ないと認めた場合に限り、事前に本市と協議の上、届出を受付ける。

※企画提案書等の作成にあたっては、別紙1「令和4年度横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」仕様書の業務内容を参照すること。

※指定された様式により、必要部数を提出すること。

※提出書類は、コピー可能な用紙を使用すること。

また、ホッチキスやテープで綴じずにダブルクリップ等で留めて提出すること。

※参加申込書を提出し、事務局の確認を受けた場合でも、企画提案書を提出しない限り、本プロポーザル（プレゼンテーション）への参加を認めない。

#### （４）企画提案書の内容

企画提案は、別紙２に掲げる全ての施設を対象とし、次の項目について行うこと。

また、提案内容は仕様書の業務内容を踏まえたものであること。

##### ①技術提案

技術提案には、次の（ア）から（カ）までを必要事項として含めること。

なお、検討にあたっては以下の情報を参考に検討すること。

- ・別紙２に記載の施設ごとの積載荷重、予定使用電力量及び契約電力
- ・別紙３に記載の各施設の屋上の平面図等の図面等の資料
- ・別紙４に記載の各設備のメーカーリスト

##### （ア）実施方針

- ・提案の基本方針・概要等を記載すること。
- ・設備の平常時のシステム構成図を記載すること。

##### （イ）太陽光発電設備及び蓄電池設備容量……………【企画提案①】

- ・各施設における太陽光発電設備及び事業用蓄電池設備容量（太陽光発電設備定格出力(kW)、蓄電池出力(kW)及び容量(kWh))を検討すること。
- ・検討において想定した設備仕様を示すこと。
- ・太陽光発電設備の設置場所、設置方法（架台等）を記載すること。
- ・想定する設置場所、設置方法における、JIS C8955（2017）に定められている荷重（風圧、積雪、地震）に対する太陽光発電設備の耐荷重を風速、積雪量、震度等を用いて記載すること。
- ・太陽光発電設備の単位面積当たりの重量（kg/m<sup>2</sup>、基礎、パネル重量込み）及び設置する太陽光発電設備の総重量と設置する場所の積載荷重を考慮し、構造の安全性を示すこと。
- ・想定する蓄電池の設置場所、設置方法、寸法、重量等を記載すること。

※現地調査や構造検討等により、設置可能面積が小さくなった場合においても、提案単価の変更は認めない。

※提案した太陽光発電設備定格出力の合計について、原則として提案の変更は認めない。やむを得ず現地調査の結果、施設の設置容量が減る場合は市と協議の上、決定するものとする。

(ウ) 電気の自家消費量及び温室効果ガス排出削減量…………… 【企画提案②】

- ・各施設における想定自家消費量及び温室効果ガス排出削減量を検討すること。
- ・想定する蓄電池の運転モード（充放電の運用方法）を示すこと。
- ・自家消費率を示し、併せて設備設置容量と自家消費率の見積もりの根拠（考え方）を示すこと。
- ・温室効果ガス排出削減量は、各施設における1年間の総量を算出すること。  
※電力の二酸化炭素排出係数は0.447 kg-CO<sub>2</sub>/kWh（東京電力エナジーパートナー（株）の令和3年度排出係数）を使用すること。

(エ) リース料金及び電気の自家消費に伴う電気料金の削減額…………… 【企画提案③】

- ・当該設備の設置に係る費用や維持管理等の保守費用も含めたリース料金及び（ウ）で見込んだ電気の自家消費量に相当する電気料金の削減額を提案すること。

(オ) 停電を伴う非常時にも利用可能なシステム…………… 【企画提案④】

以下の点を含め、非常時の利用方法を提案すること。

- ・非常時のシステム構成図
- ・非常時の利用、操作方法（非常用コンセント（設置個数）、特定負荷への供給の有無、非常時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）
- ・非常時に自立運転できるシステムであること
- ・自立運転時に太陽光発電設備から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））  
※蓄電池への充電はここには含めない
- ・自立運転時の太陽光発電設備から蓄電池への充電能力（kW）
- ・自立運転時に蓄電池から使用可能な出力（取出し口ごとの出力（kW）及び総出力（kW））

(カ) 発電効果の見える化…………… 【企画提案⑤】

- ・太陽光発電設備による発電量や、温室効果ガス排出量の削減量を把握するための設備を提案すること。

(キ) その他避難所の運営や温室効果ガス排出量の削減等に有効な独自提案

②事業遂行能力

(ア) 事業実施体制図

- ・代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。  
図には事業を実施する要員について、資格、経験等を記載し、資格については証明する書類（資格証等）の写しを添付すること。

(イ) 事業計画概要、実施体制、スケジュール

- ・実施期間における工事計画、スケジュール等を記載すること。  
また、事業者決定後から事業開始までについても記載すること。

(ウ) 市内中小企業の活用

- ・下請け業者または協力事業者の選定にあたっては、市内中小企業を優先して選定すること

(エ) 運転計画

- ・運転期間における維持管理・メンテナンス等の計画（定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等）、スケジュール等を記載すること。

(オ) 事業資金計画

- ・工事費、運転管理及び維持管理のための費用、資金調達を含めたリース期間中（15～20年間）の事業収支計画を提出すること。

(カ) 故障、緊急時の対応体制図

(キ) 事業実施中のリスクに対する対策

- ・損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等を記載すること。

(5) 提案書作成にかかる留意事項

提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意すること。

- ①用紙の大きさは原則A4縦版とすること。
- ②提案は文書で簡潔に記載すること。
- ③文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の活用は可とする。
- ④文字は注記等を除き、原則として10ポイント以上の大きさとすること。
- ⑤多色刷りは可とするが、見やすさに配慮すること。
- ⑥各指定様式については、必要に応じ複数ページにわたることも可とする。
- ⑦企画提案書には、全てのページにおいて、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。

## 9 プレゼンテーション

企画提案書を提出した事業者は提案内容について、以下のとおり、プレゼンテーションを実施する。

### (1) 日時・場所

- ①日時：令和4年6月23日（木）～6月27日（月）のいずれかを予定
- ②場所：参加申込書に対する確認連絡時に、併せて通知予定

### (2) 実施時間

1 事業者につき 30 分程度（プレゼンテーション 20 分、質疑応答 10 分程度）を予定

### (3) 出席者

- ① 3 名以内とする。  
また、契約を履行する際に、管理責任者または担当者となる者が必ず出席すること。
- ② 会社名が特定できるような衣類やバッジ等を身につけないこと。

### (4) ヒアリング（質疑応答）

プレゼンテーション終了後、その内容についてヒアリング（質疑応答）を行う。

### (5) その他

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、事前提出された企画提案書に基づき行う。  
なお、企画提案書提出後に追加資料を提出することや資料の加除は認めない。
- ② プレゼンテーションにおいて使用するパワーポイント等の資料には、会社名及び会社のロゴ等を記載しないこと。
- ③ プレゼンテーション及びヒアリングにおける貸出物品は、机、椅子、電源、大型ディスプレイ（65 インチ）、ディスプレイ接続用 HDMI ケーブルとする。  
それ以外の物品については、参加者の負担において用意すること。
- ④ プレゼンテーションに参加できない場合は、審査の対象から除外する。
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、状況に応じ、リモートによるプレゼンテーションによる審査等に変更する場合がある。  
なお、変更する場合には、令和4年6月20日（月）までに別途通知する。
- ⑥ 参加申込書の提出後に本プロポーザルを辞退する際は、原則、プレゼンテーション実施日の3営業日前までに辞退届を提出すること。  
なお、様式については、辞退の意向が示された際に提示する。

## 10 実施事業者の評価基準

横須賀市職員で構成する『「横須賀市公共施設への再生可能エネルギー等導入事業」実施事業者選定委員会（以下「委員会」という。）』において、参加者からの提案内容等を審査し、実施事業者を選定する。

### (1) 選定方法

- ①事業者の実施するプレゼンテーションに対し、委員会がヒアリングを行う。
- ②各委員が提出書類とプレゼンテーション及びヒアリングの結果をもとに、下記「(2) 審査基準」に基づき採点を行い、その点数を合計する。  
なお、審査項目のうち「2 業務経歴」については、参加者申込時に提出された書類を基に事前に事務局で採点を行い、委員会が審査する際の基礎点として計上する。
- ③前項(2)において、最高得点を取得した事業者を実施事業者として選定する。

### (2) 審査基準

審査項目	評価項目	ウエイト
1 企画提案書	1-1 企画提案書①の内容	30/170
	1-2 企画提案書②の内容	30/170
	1-3 企画提案書③の内容	30/170
	1-4 企画提案書④の内容	10/170
	1-5 企画提案書⑤の内容	10/170
	1-6 企画提案書全般の内容	10/170
2 業務経歴	同種業務の実績及び地域実績	5/170
3 業務の実施体制	3-1 工事遂行能力の確保	5/170
	3-2 事業実施中に発生するリスクへの対応	20/170
4 プレゼンテーション	プレゼンテーション及びヒアリング内容	20/170

### (3) 結果通知

#### ①通知方法

電子メール

#### ②通知期日

令和4年6月30日(木)まで

実施事業者の名称を通知するとともに、横須賀市ホームページ上に掲載する。

なお、公表する項目は、受託候補者・評価結果・評価点一覧表とする。

(市政情報→入札・契約・検査→入札の広場(契約課)→コンペ・プロポーザル等の案件情報)

### (4) その他

本審査に関する異議には一切応じない。

## 11 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 参加申込書または提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 上限額を超えた見積を提出した場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約の履行が困難と認められるに至った場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

## 12 その他の留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。  
また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (3) 提案書の提出は1者につき1案のみとし、書類提出後の修正または変更は認めない。
- (4) 提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。
- (5) 従事者の変更は原則として認めない。  
ただし、特段の理由があり、やむを得ないと認めた場合のみ、事前に本市と協議の上、届出を受け付ける。
- (6) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。  
ただし、横須賀市が本案件の報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 本案件に係る情報公開請求があった場合は、横須賀市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (9) 新型コロナウイルス感染症拡大防止等の対応により、スケジュールを変更する場合があります。なお、変更があった場合は速やかに市ホームページにその旨を掲載する。

## 13 事務局（問合せ先）

横須賀市環境部ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進担当

住 所 〒238-8550 横須賀市小川町 11

電 話 046-822-9661

F A X 046-824-5630

e-mail ep-ep@city.yokosuka.kanagawa.jp